

総務政策委員協議会記録

開会年月日	令和3年1月22日
開会時刻	午後0時58分
閉会時刻	午後1時41分
出席委員名	◎小山 敏 ○山本正一 鈴木豊司 福井輝夫
	品川幸久 藤原清史 西山則夫
	浜口和久 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	中野 諭
協議案件	1 文化及び文化財保護に関する事務の市長部局への移管について
説明員	総務部長、総務部参事、総務課長、職員課長
	情報戦略局長、情報戦略局次長、情報戦略局参事
	教育長、事務部長、学校教育部長、文化振興課長
	その他関係参与

協議経過

小山委員長が開会を宣告し、会議成立宣言後、直ちに議事に入り、「文化及び文化財保護に関する事務の市長部局への移管について」当局から説明を受け、質疑の後、聞き置くこととし、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後0時58分

◎小山敏委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、「文化及び文化財の保護に関する事務の市長部局への移管について」であります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます。

【文化及び文化財保護に関する事務の市長部局への移管について】

◎小山敏委員長

それでは、「文化及び文化財の保護に関する事務の市長部局への移管について」を御協議願います。

当局から説明を願います。

情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

本日は御多用のところ、総務政策委員協議会をお開きいただき、誠にありがとうございます。

御協議をお願いする案件につきましては、委員長からただいま御案内のありましたとおり「文化及び文化財の保護に関する事務の市長部局への移管について」でございます。

この後、次長から説明いたしますので、どうぞよろしく申し上げます。

◎小山敏委員長

情報戦略部次長。

●佐々木情報戦略局次長

それでは、「文化及び文化財の保護に関する事務の市長部局への移管について」御説明

申し上げます。

これは、現在、伊勢市教育委員会の所管となっております文化及び文化財の保護に関する事務を市長部局へ移管しようとするものでございます。

資料1の1、経緯を御覧いただきたいと思います。

過疎化、少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっております。未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要であり、そのために地域における文化財の計画的な保存活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成31年4月に施行されました。

この改正により、教育委員会の所管とされている文化財の保護に関する事務について、条例により地方公共団体の長が担当できることとなりました。

なお、文化財の保護に関する事務を除く文化に関する事務については、平成20年より条例により地方公共団体の長が担当することが可能となっております。

2の目的でございますが、第三次伊勢市総合計画では、本市固有の有形無形の歴史的文化的資産は、現在、未来に伝える貴重な財産であり、まちのイメージをつくり、人を引きつける魅力となっているものの、少子高齢化、生活様式の変化、価値観の多様化により、継承への不安の声も聞かれる状況であることから、歴史的、文化的資産の保存、継承、共有財産としての愛着と誇りを育む教育や啓発、観光をはじめとした様々な分野における活用をまちづくりの主要課題としております。

また、文化芸術については、生きがいつくりや地域活性化等、様々な行政分野の課題解決に活用していくことが期待されております。

このことから、歴史的、文化的資産の保存継承及び文化芸術の振興と本市の活性化を相乗的に推進することを目的として、シティプロモーションや地域自治、観光等様々な行政分野と総合的一体的に取り組む体制を構築するため、市長部局への移管を行うものとするものでございます。

3の移管する事務の範囲につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第3号の文化に関すること及び第4号の文化財の保護に関することとして、現在、文化振興課が所管する業務の全てを対象とします。

4の移管先については、文化の振興に当たっては、市内外へ情報発信し、知ることから愛着へ、関心から価値の向上へを目指すことが肝要であり、シティプロモーションとの関係性が深いため、情報戦略局とし、移管時期は令和3年4月1日を目途に教育委員会の意見聴取、文化財保護審議会における審議、市議会における議案審議等をお願いしてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎小山敏委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

法律の中でですね、地方公共団体の議会は、前項条例の制定または改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聞かなければならないということが書かれておるんですけど、今はどういう状態なんか、これから教育委員会の意見を聞くのか、そこから辺はちょっと分からないんで説明していただけますか。

◎小山敏委員長

総務部参事。

●中川総務部参事

すみません。条例制定のときの手続の流れということでございます。

まず、市長部局のほうから教育委員会のほうへ意見を聞いとるというか、その調整の最中はしております。この後それがまとまりましたら条例制定ということになるんですけども、議会のほうへ議案を提出させていただいたら、議会のほうがこの規定に基づいて教育委員会に対して議決をする前に意見を聞いていただく、このような流れになります。

◎小山敏委員長

品川委員。

○品川幸久委員

それからですね、先ほど説明の中で、平成20年からできるといううんぬんがあったと思うんで、そこんところをもうちょっと詳しく教えていただけませんか。最初の説明の中にありましたよね、平成20年度からというようなことは、なかったですか。僕の聞き間違いかな。

◎小山敏委員長

情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正といったものが平成20年4月1日に施行されております。その中で、教育における地方分権の推進というふうな位置づけで、文化、スポーツの事務を首長が担当できるようにするというふうに改正がされまして、こういうことですので、文化・スポーツにつきましても、条例を定めれば市長部局のほうに移管できるというふうな措置が平成20年4月1日に法律改正があったというふうな説明をさせていただきます。以上です。

◎小山敏委員長

品川委員。

○品川幸久委員

ということは、23条の2と3については平成20年度からということで、この4につい

ての文化財の保護に関するということが平成 31 年 4 月になったので、今これを出されたという理解でよろしいでしょうか。

◎小山敏委員長
情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長
おっしゃる通りでございます。

◎小山敏委員長
品川委員。

○品川幸久委員
私、これ出されたときに、平成 31 年 4 月の施行になっておるんですが、なぜ今出されるのかなというふうな思いがして、ちょっと疑問なんで、そここのところの説明をしていただけますか。

◎小山敏委員長
情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長
文化につきましては、様々な分野で携わりを持ちながら進めていくといたしますか、保存したり継承したりしていくことが必要かというふうに思っております。今回、平成 31 年に改正があったわけですけれども、こちらにつきましては、先ほど次長のほうからも説明をさせていただきましたとおり、国としましては、文化財の滅失、あるいは文化財の散逸、これを止めるというふうな位置づけから、文化財も追加されたような形で、その地域総がかりで対応していくのが必要だというふうなことになっております。

ただ、私共といいますとあれですけれども、伊勢市におきましては、各課のほうで様々な事業を進めておるわけですけれども、その中で、生きがいつくりや地域の活性化等の諸課題に対応していくというような位置づけの中で、自然とというといかんですけれども、文化のことを材料にしながらそれぞれの部署のほうで文化を守るというような位置づけになるような格好で事業を進めてきております。

今後さらにこの歴史的、文化的資産の保存継承、文化芸術の振興、本市の活性化、この辺をもっと相乗的に推進していくことで文化財の保存のほうにつながるように更にしていきたい、文化財全てのことについてですけれども、保存や継承や発展やというふうにつなげていきたいというふうな思いから、このたび市長部局のほうに移管しようとするものでございます。

◎小山敏委員長
品川委員。

○品川幸久委員

あのね、何か先ほどの教民の説明でも実際そうなんですけれども、皆さんがこうやって説明すればするほどね、今までが全く縦割りやったというようなことをね、出しておるようなもので、例えばシティプロモーションにしてもだいぶ前からもうやられておる話で、なぜ今それに乗かってこれが出てきたのかというところが非常に僕は腑に落ちんのですわ。やってもらうことはいいと思うんですが、なぜ早くやってこなかったのかと。

教民のほうでも質問があったと思うんですけれども、何かをしようと思ったときに、いや、このところがこれやもんで、今回出しとかなあかんあというように感じにしか取れないんですよ。

来年度の予算のときに、そういうものが盛られたときに、実はこのところをなぶっとかんだらいかんよねという、忘れとったらと言うたらなんですけど、そのところに気が付いたからこの時期に出してこられたのかなというふうにとってしまわんでもないですよ。そこらへんはどうですか。

◎小山敏委員長

情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

今、品川委員がおっしゃっていただいたことについて反論じゃないんですけれども、御意見を申し上げるというよりも、そのような御意見を頂戴しながらも、我々としましては市長部局のほうに移管して、まちづくりのほうと文化財の保存継承のほうを更に前に進めていくというふうな位置づけで今回移管させていただきますので、何とぞ御理解賜りますようお願いいたします。

◎小山敏委員長

品川委員。

○品川幸久委員

理解はしとるんですよ。理解はしとるんですけどね、私もいろいろ文化財、文化振興課のほうでもいろんな話をさせてもらったときにね、最終的にお金も人員もおらへんというように、予算がつかないよねという、だから伊勢市は文化については弱いよねという質問もさせていただいたんですよ。

それが市長部局のほうに移動するというところで、本来なら財政的にもそこをつけやないかんしという話になろうかと思うんですが、人員配置も多分そうでありましょうし、例えばですね、先ほどの話も出ておったけれども、保存のこと、維持管理の話ですね、それとかね、文化財としては当然専門員を置かないかんわけなので、そうですよね、専門員さんという非常に大事になってくると思うので、それを教育委員会から市長部局のほうに移動してですね、それを置くのか。例えばその市役所の駐車場のほうに塀を残していますよね。あの塀を残すだけでもどんだけ専門員さんが調査に入ったかということはよく御存じ

だと思うので、そこら辺のことも含めてしっかりした対応ができるのかどうかも含めて心配なので、その分だけは教育委員会において置きますよ、ここのシティプロモーションの部分はうちらがしますよじゃなくて移管するわけなんで、そこら辺をしっかりとやらしてもらわんとですね、非常に、私ら今まで縦割りやったのがこれから横断的にやりますよというただけのことではちょっといかなのかなと思うんで、その点ちょっと明確に御答弁ください。

◎小山敏委員長
情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

縦割り、横割り、この言葉遣いはうまいことよう使いませんですけども、現在文化振興課のほうでやっておる事務につきましては、移管したからといって何も薄めることはございません。さらに市長部局のほうの他課のほうで取り組んでおることについて、さらに文化を材料にしながらも事業を進めていただいて、ここに書いてありますとおり文化のことをもっと知っていただいて、知っていただくことで愛着が生まれ、そういうことが深まることによって価値が上がってくる、そういうふうなことの相乗的な効果を目指すという位置づけで情報戦略局に配属になりますので、全庁的に文化のことを取り組むような連携というか調整のほうも進めさせていただきたいと思っております。

ですので、こちらと言うといかんですけれども、市長部局のほうに移管したからといって現在の保存活動というか保存事業について何も薄れることはございませんので、その点御理解賜りますようお願いいたします。

◎小山敏委員長
品川委員。

○品川幸久委員

やっていただくことはいいことなんでしっかりとやっていただきたいと思いますと思うんですけど、本来なら伊勢市は本当に文化、歴史に関してですね、なかなかお金をかけてこなかったというところがありますよね。そこら辺はやっぱり伊勢市の残念なところだと思うんで、これがそういうふうになるのであれば私も望むところであります。

ただ、非常に大きな歴史的な文化がある、たくさん散見しておる中でですね、これに取り組むというのは非常に大きな仕事をせんらんとということだけは肝に銘じて頑張っていたきたいと思います。

◎小山敏委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

私もですね、なぜ今の時期なのかということで疑問があったんですが、今、品川委員さ

んがおっしゃっていただいたのでこれは省略させていただきます。

この必要ですが、このシティプロモーションとの関係性が深い、またそのほかにもいろいろ移管の必要性を述べてもらったのですが、それはいかがなことかなというふうに私自身は思っております。

現状のまま、今の体制の中で連携、活用ができればいいだけの話ではないのかなと。移管の必要性がなかなか自分では理解ができないんです。今までの体制、組織がですね、それらの面で機能してこなかったということで理解をしてよろしいですか。

◎小山敏委員長

情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

機能してこなかったというよりも、繰り返しになって申し訳ございませんですけども、ほかの職場というか課のほうが取り組んでおります事業の中で自然と、というといかんですけれども、生きがいつくりで文化を活用しておる、あるいは地域の活性化に文化と携わっておるみたいな部分は自然と生じたような格好での事業展開があったというふうに思っております。

それから当然のように、観光におきましても文化と結びつきをつくりながら観光事業というのをやっておりますので、今までもやってきたことはやってきております。ただそれをもっと連携を深めて、各課の事業との調整も進めながらもっと前に進めていこうと、こういうような位置づけで今回移管させていただきますので、今がいかなだというよりも、さらに進めていくというふうな御理解を賜ればというふうに思います。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

現在の体制でもですね、その辺は十分対応できると私自身思っておりますので、あえて質問をさせてもらいました。

それでもう一点ですね、スポーツの関係なんですけど、この23条の職務権限の特例ですか、その中でスポーツの関係も含まれておると思います。

例えば国体を例に出しますと、今、国体推進局が設置されておるんですが、それ以前は、国体の予算は教育費で組みながら、観光が所管をしていたと、すごくイレギュラーな部分があったわけですね。

そういうことを考えてくると、スポーツに関してみましても、長のほうで管理執行ができるということなんです。できるということなんですけど、教育委員会全体の組織そのものを見直すというか、検討する必要があるんじゃないかというふうに思っておるんですが、その辺、スポーツに関しての議論はなかったんですかね。

◎小山敏委員長

総務部長。

●江原総務部長

まだですね、今のところスポーツに関しての庁内での議論がそれほどなされていないと。観光誘客目的のスポーツでの観光誘客というふうなところについては市長部局で取り組んでおったりと、国体の部分もやっておりますけども、ただこれ今後ですね、そのような議論が起こってきましたら、また議会のほうでも御議論を賜りながら進めてまいるといようなことになろうかと思えます。今のところそういうところでございますので、御理解賜りたいというふうに思います。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

起こってきたらというふうなことではなくて、議論をすべきというふうに思っています。

それともう一点ですね、情報戦略局の業務量の話なんですけど、以前もそういうことがお話をしたことがあってですね、公共施設のマネジメントが違う部署へ移管をされたんですが、改めて文化財とかそういう大きな課題がまた情報戦略局のほうへのしかかってくるというふうなことになるんですが、情報戦略局のほうは大丈夫なんでしょうかね。部長さんしっかりしておるでいいと思うんですけど、どうですか。

◎小山敏委員長

情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

御心配いただいてありがとうございますけれども、局内で連携しながら取り組んでいきたいと思えますので、よろしくお願いします。

◎小山敏委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員委員

はい、ありがとうございます。局内ということなく、もう全庁的に連携し、やっていただきたいと思えます。終わります。

◎小山敏委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

今回、この市長部局への移管ということについての中で、法律の一部改正ということの

中で、まちづくりに生かしつつ、地域総がかりでその継承に取り組むと書いていただいています。これ非常に素晴らしいことだなと思います。地域総がかりでということでございますけどね。

教育委員会の所管から市長部局への移管においてですね、今まで以上の効果を期待したいなと思っております。

文化振興課所管事業、業務全てを移管するということでございますけども、こういう大きな変換のとき、いい機会だと思いますので、体制づくり、人員の配置、そういうところについてですね、特に考えておられることがあれば教えていただきたいと思います。

◎小山敏委員長

職員課長。

●上田職員課長

人員の配置につきましては、現在令和3年4月1日の人事異動も含めた職員配置ということで各課にヒアリングをしております。その全庁の中で、また文化振興課の部分の配置も考えていきたいと現在考えております。以上でございます。

◎小山敏委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

今までの文化振興課さん、時々私もおじゃまするわけですけども、文化振興課の職員の方は大変一生懸命やっておられるというのはよく分かります。しかしですね、なかなか人員不足もあるんじゃないかなど。いろんな業務が多い中で、少ない人数でやってみえる。他市の専門員の方なんかから見ると、伊勢市はもう少し人員を増やしてもいいんじゃないかというような意見も聞いたことがございます。

そういう中でですね、そういう専門員の人員の増員とかそういうものが今、何も考えていないんでしょうか。それとも今後そういう部分も検討していきたいと思ってみえるんでしょうか。

この資料、伊勢市の歴史資料館等が今、大したものはありませんけども、今後充実していくというようなこともあろうかと思えます。いろんな中で、そういう部分の人員の増員ですね、そういう部分について何か予定があれば、意見があれば教えてください。

◎小山敏委員長

総務部長。

●江原総務部長

今、人員のお話ということで今おっしゃられました。現在人員につきましては、コロナ対策とかでなかなか厳しい状況にはございます。

ただ、専門職ということになれば、採用というふうなところに関係してきますので、今

年度中につきましてはなかなか難しいところもございます。ですので来年、例えば専門職というふうなことであれば、採用計画で年度当初に聞き取りを行いますので、事業量とかそういうところを見ながら、担当部署とも相談してやっていきたいなというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎小山敏委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

分かりました。今後の市の動向というか、どういう方針でいくかということにかかってくると思いますが、そういうもんで常に考えていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、文化財の保存管理というのは大変重要なことだと私は思っております。さらに、重要文化財となればなおさらのことだと思います。文化財も、老朽化や耐震補強等も必要となったときにですね、その対策としては委員会を編成してですね、対応を考えておると考えなければならないと思います。そのときに、その施設を一番よく知っている人、地元の方や管理をしている方等の意見をどれだけ取り入れているのか。その部分で今の市の状況をですね、ちょっとこうお聞きしたいなと。

ある会議にはですね、管理している人はオブザーバーとして参加をしておりますけども、意見を言っても参考意見としてのということだけでですね、声が反映されにくいということも実際に聞いております。改修の場合なんかはですね、建物を使いながら、現状に沿った使いやすい方法でというようなことも必要になってくるかと思っておりますけど、そういう部分がなかなか意見が反映されにくいというようなことも聞いております。

そのためにはですね、その委員会を編成するに当たっては、専門員だけじゃなくてですね、その一番よく知っている管理人や地元の人も委員として参加すべきではないかというふうに私は思うんですけども、そういう部分については、お考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

◎小山敏委員長
文化振興課長。

●大西文化振興課長

御指摘いただいております会議といいますのは、旧賓日館の保存整備委員会のことかと理解しております。

今現在、旧賓日館につきましては、耐震診断、それから耐震の補強案というのを専門家の方の意見を聞きながら進めているところでございまして、文化庁の補助事業を活用して進めております。

補助事業の要件といたしましては、冒頭で申し上げました委員会を設置して進めることとなっておりますので、文科庁からの御紹介いただいた委員の方も入っていただきながら、今現在、継続費を組みながら去年と今年で進めている、そういう会議でございます。

そちらの会議のほうはですね、今福井委員御紹介いただきましたとおりオブザーバーとして賓日館の管理をされているNPO法人の方にも入っていただいております。あと、県の職員の方それから文化庁の職員の方も同様にオブザーバーとして入っていただいて、御意見を頂戴しているというところでございます。

それでちょっと委員の中にですね、すぐさま入っていただくということは、ちょっとまた今後の宿題とさせていただきたいと思いますが、頂いた御意見をしっかりと聞くということは大切なことだと思っておりますので、そこは十分理解して事業のほう今後とも進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

◎小山敏委員長
福井委員。

○福井輝夫委員。

ありがとうございます。いいものをつくっていくためには、やはり現状に沿ったものも配慮していく必要があるかと私は思いますので、単なる保存だけのことを考えて進めるということになると、やはりそのもの自体ができ上がったときに、観光のいろんな方が見に来られたとき何だあれはというようなことではいかんのですから、やはりそういう面では、よく知っている人も意見がよく通るようなですね、よく聞く耳を持っていただくというようなことは必要かと思えます。

やはり言っても意見通らへんのやわというようなことで落胆してるような状態ではいかんと思っておりますので、そういう今回、ちょっとこういう機会もございましたので、これちょっと意見させていただいたんですが、今回こういうことで市長部局に行くというようなこと、で大きな体制変化の中です、そういう部分も考慮に入れながら、配慮していただきながら進めていただければありがたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

◎小山敏委員長
西山委員。

○西山則夫委員

既に品川委員、鈴木委員が御質問されたんで、少しかぶるかもわかりませんが教えいただきたいと思えます。

一つはですね、鈴木委員がおっしゃったように、今なぜこの時期っていうのが、本来ですと、市の機構改革というのは4月1日に合わせてですね、3月議会の前の委員会協議会で、機構改革案として出されてくるわけですけども、今回はその前に、文化振興課の市長部局への移管ということについて説明をされたんですが、その背景にあるものを少しお答え願えませんか。

◎小山敏委員長
情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

今回の移管は、先ほど説明させていただきましたところですが、4月1日を目途としておるわけですが、これに当たりましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条のところに教育委員会の意見聴取というふうな規定がございますので、教育委員会のほうからの意見を伺うというふうな必要性がございます。それと文化財保護審議会における審議をお願いするというところがございまして、3月前の協議会のほうに上げて機構改革の中でというふうになってきますと、ちょっとその辺の順番というといかんですけれども、その辺が日程的に難しいということがございましたので、本日急遽お聞きいただきまして、御審議いただいております。

◎小山敏委員長

西山委員。

○西山則夫委員

その内容について分かりました。それぞれの機関、会議あるいは委員会等での議論を済まさないといけないということについて理解をさせていただきました。それで、今回出てきたということについては了とさせていただきたいというふうに思います。

総務政策委員会でございますので、そういった機構改革のことについて申し上げるのが筋なんですけど、教育委員会の関係についても少しこれらの経過について若干申し上げたいと思うんですけど、これまで私は文化財を活用した観光政策との融合というんですか、文化財を活用した観光政策をつくるべきではないかというのは意見を申し上げてきたんですけど、なかなかその当時の観光部局の担当者は首を縦に振らずにですね、伊勢市には神宮徴古館とか農業館があるんで、そこら辺を活用した観光政策を練っていきたいというような答弁にとどまっていたわけですが、今回、市独自としてシティプロモーションを含めた観光、そういったものについて、この文化財との関係を含めて取り組んでいきたいという旨が記載をされているわけですが、これまでの経過から見ると今、伊勢市は郷土資料館もあったわけですね、郷土資料館ですね、あそこを潰したという言い方はいかなのですが、とりあえず保存するということにして、もう随分な年月がたつわけですよ。で、あれが市の財産であるならば、それを今まで市としてそれを活用して何か事業、観光施策として事業を展開してきたのか。そういったこともないのに今回新たにですね、文化財を活用したシティプロモーション、それ並びに地域自治観光と行政分野というような説明がされたんですけども、少し今までの経過から見ると、少し本当に今までやってきた上に立って何かを展開するというなら分かるんですよ。今まで土台が何も無い、これから今からやりますと。調べたところによりますと、国・県・市指定の文化財の総数は188件あるんですよ。これらをどうして、どのようにして活用していくという姿が私はちょっと少し見えてきません、今までの経過からいいますと。

そういった意味で、市長部局に入れることによって、入ることによって、移管することによって、これがどのように展開していくかっていうね、今プランでも結構ですんで、少しお聞かせをいただきたいと思います。

◎小山敏委員長
文化振興課長。

●大西文化振興課長

ありがとうございます。これまで観光とのつながりというのは、例えば近いところだと、そうですね、昨年度ですと二見浦の内容をですね、企画展としておかげ横丁で開催させていただいたりとか、そういった面もちょっと多少あったんですけど、弱いという御批判を受けたのは当然承らせていただくんですが、これから文化財の活用にも力を入れていくということになってまいります。

これが、今言っていた観光も当然そうなんですけど、文化財を活用していくためには文化財ひとつだけではありませんでして、それぞれの文化財ごとにですね、何をその文化財で生かしていくことが大事なのか、どういったところに価値があるか魅力があって、それをどのように守っていくのかということとしっかりと整理する必要があるのではないかなと思っております。

今回、文化財保護法が改正したその中におきまして、幾つか改正内容があるんですけども、文化財保存活用地域計画という計画を策定することができるという、そういった改正も行われました。それはどういったことかという、それぞれの地域における文化財、これは指定のものも未指定のものも含まれますけれども、そういったものをしっかりと把握して、地域としてどのように保存活用していくのかということと整理していくという趣旨の計画でございまして、今後進めていくに当たってはちょうどいい計画なのかなというふうに認識しておりますので、ただこの計画を作っていく上におきましては、文化庁あるいは三重県等々とまた相談をさせていただきながら、また他市町の状況も研究を重ねながら進めてまいりたいとは思っておりますが、現時点におきましては、こういった計画を策定することも手段の一つかなというふうに考えております。

◎小山敏委員長
西山委員。

○西山則夫委員

ありがとうございます。地域計画をこれから立てていくんだっていうことも今、答弁の中であったんですけども、市指定のいわゆる有形無形、全て記念物含めてですね、106件あるわけですね。これを分野別にどうして、どのような計画を立てるかというのは、少しお手並みを拝見させていただきたいと思うんですが、かなりしんどい作業になる。今までそれを、それすらも出来てこなかった。

今、福井委員がおっしゃったようなですね、人的配置の問題とか、そういったものもろもろ考えていきますと、そう簡単にこの取組が進むというようにも思えませんので、そこら辺はですね、市長部局へ行ったその成果がきちっと出なければ、今までの文化振興課でも構わないわけですね。

やっぱりこういう大上段に地域との、あるいはシティプロモーションをやって、あるい

は観光も全部含めてですね、そういった文化財を活用していくという、全てのスケジュールを包括的に市長部局、情報戦略局でやっていただけるということをここで力強く局長表明してくれませんか。

◎小山敏委員長
情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

西山委員のほうからおっしゃっていただく、何もないというか土台がないっていうふうな部分についてのそれらの評価ということでいただいとると思いますが、大変低い位置の土台なんかも分かりませんですけども、今私たちには土台は、評価は低くても持つとるつもりでございますので、その土台にしっかりと立ってお答えできるような取組を進めていきたいと思っております。

情報戦略局に配属になりますので、先ほど来申し上げましておりますように、人員のことも御心配いただいておりますけれども、局だけではなく、担当課だけではなく、全庁的に文化の保存につながるような、また地域の活性化につながるような事業のほうを進めていきたいと思っておりますし、それに当たるような計画の策定もしながら進めていきたいと思っておりますので、4月になったんで、ごろっとすぐ変わるってのはなかなか難しゅうございますけれども、きちんと根を張りながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎小山敏委員長
西山委員。

○西山則夫委員

心強いというか、局長の答弁をいただきましたんで了としますけども、先ほど品川委員がおっしゃったようにね、これ本当に縦割り行政というんですか、ではいけない事業のような非常に気がしてなりません。

やっぱり市固有の文化財というのがどこに関係するかというのも、やっぱり他の部局でも、例えば特に観光、市民生活含めてこれをきちっと情報戦略局は指導しながら、他の部局と連携をとりながらやっていかないと元の木阿弥、情報戦略に文化振興課がおるというだけのことになってしまっは元の木阿弥になると思うんでね。だから、それは先ほど局長答弁したように、きちっと横の連携をしていく一番いい機会ではないかというふうに私は思いますので、これ以上今、これからやることですから、評価も総括も出来ませんのでこの程度にしますが、期待を込めて申し上げておきたいと思っておりますので、頑張ってくださいように、はい、終わります。

◎小山敏委員長
情報戦略局長。

●浦井情報戦略局長

いろいろ御意見いただきまして、ありがとうございます。教育委員会にあるほうというといかんですけれども、縦割りの僕としては見えてしまっているんじゃないかというような気がしております。

ただ、現状でも各課におきまして文化に携わる事業は展開しておりますけれども、何度もなって申し訳ございませんけれども、市長部局に持ってくることで、さらに今以上の横の連携を取りながら事業のほうを、文化に係る政策のほうを進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

◎小山敏委員長

他に御発言はありませんか。

藤原委員。

○藤原清史委員

先ほどからスポーツの話も少し出たんですけれども、何市かではスポーツ課を市長部局に移してやってる地域もあるということは知ってるんですけれども、以前、何年か前ですか、まず最初のほうでやったという市町が出雲ですか、出雲のほうで市長部局へ移したというような話を聞いて確か視察に行ったこともあるんですけれども、やはりそうなることで、学校とのつながりが各スポーツ団体に対して薄くなっていくという話をちらっと聞いたんですわ。

これ文化も一緒に、その地域地域に根差した文化的な例えば御頭舞とかいろいろなかんこ踊りとか、いわゆる文化的な事業もあると思うんですけれども、教育委員会とのつながりが段々薄れてくるんじゃないかという心配私はあるんですけれども、その辺今後の教育委員会としてはどういうふうに対応してくのか、ちょっとその辺だけ教えてください。特にスポーツなんてのは地域でね、やっているとところが多いと思うんですよ。

◎小山敏委員長

文化振興課長。

●大西文化振興課長

はい、ありがとうございます。学校現場、学校教育との連携と申しますのは欠かせない、なくてはならないところだというふうに理解をしております。

来年以降も引き続きですね、学校教育とは連携を進められるような日頃からの情報共有と、それから午前中の協議会でもちょっと御答弁申し上げましたけれども、校長会等もありがとうございますので、そういったところで情報を共有していただくようなこともしっかりとやってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

◎小山敏委員長

藤原委員。

○藤原清史委員

私としては、市長部局なり教育委員会どちらでやっていいというわけではないんですけども、やっていただければありがたいんですけども、やっぱり教育委員会を離れてしまうんですね、学校側の対応というのがちょっと幾つか、私こうちょっと冷たいなというようなところがあるわけなんで、その辺ちょっとやっぱり地域に対する学校なんで、その辺教育委員会のほうもしっかりこれも取り組んでいただきたいなと、ちょっと思うんですけども、以上です。

◎小山敏委員長

学校事務部長。

●鈴木事務部長

もともと教育委員会にあって、法律の上でも、文化は教育のほうと切離しが出来ないというふうなことにもなっております。

市長部局のほうへ行って、これから今まで以上に文化財でありますとか文化芸術、市民の皆さんと関わりを持ちながら、皆さんに見ていただきながら発展していくとか、強化されていくものというふうに期待を私たちもしておるところでございますが、学校教育とはやはりですね、切っても切り離せないところは十分あると思います。また社会教育のほうとも関連も深いものでございますので、その辺り学校のほうとも小中学校のほうともしっかり連携しながら進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎小山敏委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎小山敏委員長

よろしいですね。

他に発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして、総務政策委員協議会を閉会いたします。

閉会 午後 1 時41分